

周南市未来人材奨学金返還支援制度登録事業者ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市未来人材奨学金返還支援制度登録事業者ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザイン)

第2条 ロゴマークは、周南市未来人材奨学金返還支援制度登録事業者ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めたとおりとする。

(目的)

第3条 ロゴマークは、周南市未来人材奨学金返還支援制度（以下「制度」という。）の登録事業者であることを示すとともに、制度及び登録事業者の周知を図ることを目的として使用するものとする。

(使用の資格)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 登録事業者ロゴマークを使用できる者

未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づく申請により、同条第5項の未来人材奨学金返還支援補助金登録事業者決定通知を受けた事業者及びその他市長が認めた者

(2) 登録事業者プレミアムロゴマークを使用できる者

未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づく申請により、同条第5項の未来人材奨学金返還支援補助金登録事業者決定通知を受けた事業者及びその他市長が認めた者

(使用の禁止等)

第5条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用する者に対し、ロゴマークの使用を禁止、または使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

- (1) ロゴマークをガイドラインで示した使用方法にしたがって使用しない、または使用しないおそれがあるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用するとき。
- (5) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (7) 周南市の品位を傷つけ、又は制度の正しい理解の妨げになるとき。
- (8) そのほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(責任の制限)

第7条 ロゴマークを使用する者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。